

議第 5 5 号

呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市印鑑条例の一部を改正する条例

呉市印鑑条例（昭和 6 2 年呉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請等の特例）</p> <p>第 1 6 条の 2 第 1 4 条の規定にかかわらず，登録者は，自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい，電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備（同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して，多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で，利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p>	<p>（多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請等の特例）</p> <p>第 1 6 条の 2 第 1 4 条の規定にかかわらず，登録者は，自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。），<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>（これらのうち，<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>又は同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備（同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して，多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で，利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項</p>

2 略

において同じ。) を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。